



地域脱炭素の推進に向けて ～自治体保有施設の脱炭素化について～

令和7年11月14日
東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室



1. 地域脱炭素2.0について
2. 地方公共団体での重点取組目標
3. 地域の脱炭素化推進に活用できる支援

1.地域脱炭素2.0について

脱炭素ロードマップ(地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会取りまとめ)概要 (令和6年12月)



2050カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況

- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、我が国においても2020年10月に**2050年カーボンニュートラルを宣言**。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、**気候変動による影響は深刻化**。直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は過去最低を記録し、順調な減少傾向が継続しているものの、**中期的目標である2030年度46%削減目標は野心的なものであり、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠**。
- **地域脱炭素ロードマップ**（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議策定）**策定以降**、ゼロカーボンシティ宣言地方公共団体数の増加等、**地域脱炭素の動きは加速**。また、各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で**各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例**が出てきている。

顕在化した課題

- **小規模地方公共団体**を始め、**人材・人員不足や財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。
- **再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。
- **系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となる**ペロブスカイト太陽電池**や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。
- 順次実用化する**グリーンスチール**等の脱炭素型製品の実装が必要。
- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズ**が増加しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

地域脱炭素施策の全体像と方向性

- **顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステイクホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で進めることを基本とし、脱炭素ドミノ・全国展開を図る**。
- **地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、「産官学金労言」を挙げた施策連携体制を構築**することが重要であり、**地方公共団体が中心となって、脱炭素の大きなムーブメントを起こし、脱炭素型地域経済に移行**。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、**2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間**として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、**地域特性**に応じた再エネを活用した**創意工夫**ある地域脱炭素の取組を展開する（「**地域脱炭素2.0**」）。

※ 2030年度までの地域脱炭素に係る再エネの追加導入目標は、引き続き、公共率先6.0GW、地域共生型太陽光4.1GW、地域共生型再エネ4.1GW、陸上風力0.6GWとして関係府省と連携して実現を目指す。

地域脱炭素2.0（2026年～2030年）

地域脱炭素1.0（2021年～2025年）

脱炭素×地域課題解決のモデル地域の創出

- **脱炭素先行地域**（脱炭素と地域課題の同時解決モデル）
→2025年度までに**100カ所超**（現在88）を選定、2030年度までに実現

	取組内容	効果
産業誘致	北海道 石狩市 再エネ産業団地× データセンター誘致	洋上風力等の活用により、国内初の再エネ100%データセンターが1施設開所。さらに2施設の建設が進行中
	熊本県 熊本市 RE100産業団地×半導体産業誘致・地場産業育成	TSMC進出に合わせ、太陽光発電や木質バイオマス発電等を導入し、RE100産業エリアを創出。当該エリアに新たに5社が進出し、今後も増加の見込み
農業振興	千葉県 匝瑳市 脱炭素×農地再生・所得向上	営農型太陽光発電の売電収入により農業経営の安定化・農地再生モデルを構築。現在、新規就農者（移住者）3名、今後さらに増加見込み
公共交通維持	長野県 上田市 脱炭素×赤字ローカル線維持	上田電鉄別所線の線路沿いに太陽光発電等を設置し電気代を40%程度削減。再エネ切替の沿線住民に乗車ポイントを付与し路線の維持確保を図る
	鳥取県 鳥取市 脱炭素×赤字バス路線維持	水力やバイオマス発電の余剰電力をEVバス等に使用しコスト削減。地域公共交通の維持確保を図る。

- **重点対策加速化事業**（脱炭素先行地域に準じたモデル）
→ **200カ所程度の実施を目指す**（現在148）

	取組内容	効果
農林業振興	長野県 伊那市 脱炭素×林業振興	木質バイオマス発電・ボイラー設備導入・ペレット製造ライン増設し市産材利用拡大。ペレット増産により森林組合の売上0.9億円/年増加を図る
	長野県 安曇野市 脱炭素×林業振興（きのこ）	きのこ廃培地を活用した燃料を製造・活用し、木質ボイラーを導入。廃培地処理費用を1.3億円/年削減を図る
	島根県 美郷町 脱炭素×新規就農者創出	営農型太陽光発電を附帯する営農トレーニング施設・農業用ハウスのリース事業を通じて、就農者の育成から独立までを支援。移住移住就農者の5人/年増加を図る

地域脱炭素2.0（2026年～2030年）

これまでのモデル事例の「普遍化」

- 脱炭素先行地域や重点対策事業で得られた実践的なノウハウや地方創生の観点からの優良事例の積極的発信
 - 地方公共団体の**創意工夫**の下、**地方創生交付金も活用して全国で普遍化**
- 特に地方創生の観点から有効な以下の事例については、個別支援も検討
 - （**農林水産業の所得向上**）
 - 地方公共団体関与の**営農型太陽光発電**
 - **森林・農地クレジット、ブルーカーボン**等の創出
 - （**再エネ収益による地域課題解決**）
 - **地域エネルギー会社**による再生可能エネルギー**地産地消**、収益の**地域還元拡大**
- **避難施設・防災拠点等**への再エネ・蓄電池の導入
 - **新たな国土強靱化中期計画**に基づき導入を加速化

2030～2035年を見据えた新たなモデル構築

- 熱の脱炭素化や水素の活用、高度なエネマネシステムやペロブスカイト太陽電池等の**新たな技術を地域に導入する「地域GXイノベーションモデル」の構築**
- **促進区域制度のインセンティブ強化**

人口減少社会を踏まえた対応

- **小規模市町村**の脱炭素化について、**都道府県や連携中枢都市等と共同・連携**して計画を策定・実施することを推進。

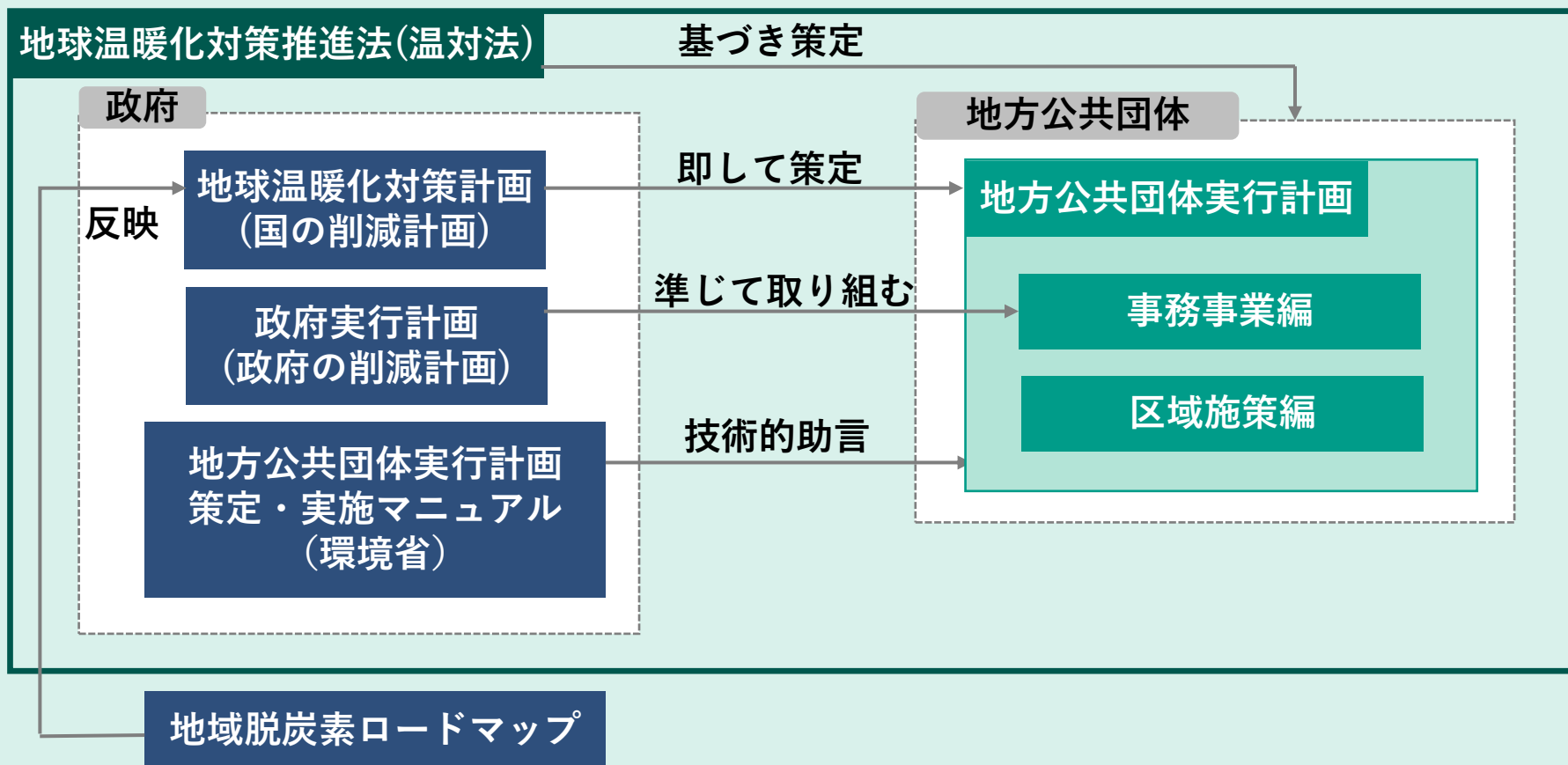
2.地方公共団体での重点取組目標

令和6年度の関係計画の見直し

令和6年度に、地方公共団体実行計画に関する各計画の見直しを実施

- ・地球温暖化対策計画：令和7年2月18日閣議決定
- ・政府実行計画：令和7年2月18日閣議決定

地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策計画に「**即して策定**」することになっており、そのうち事務事業編は政府実行計画に「**準じて取り組む**」ことになっている。

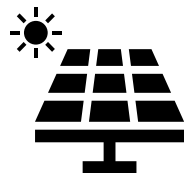


5つの取組目標

政府実行計画における主要な5つの取組

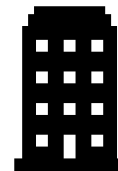
太陽光発電

2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約**50%**以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%**設置を目指す。



建築物の建築

2030年度までに新築建築物の平均で**ZEB ready**相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能**を目指す。
また、**既存建築物**について省エネ対策を徹底する。



公用車

2030年度までにストックで**100%**電動車導入を目指す。
(代替不可能なものを除く)

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車



LED

2030年度までに既存設備を含めて**100%**LED照明導入を目指す。



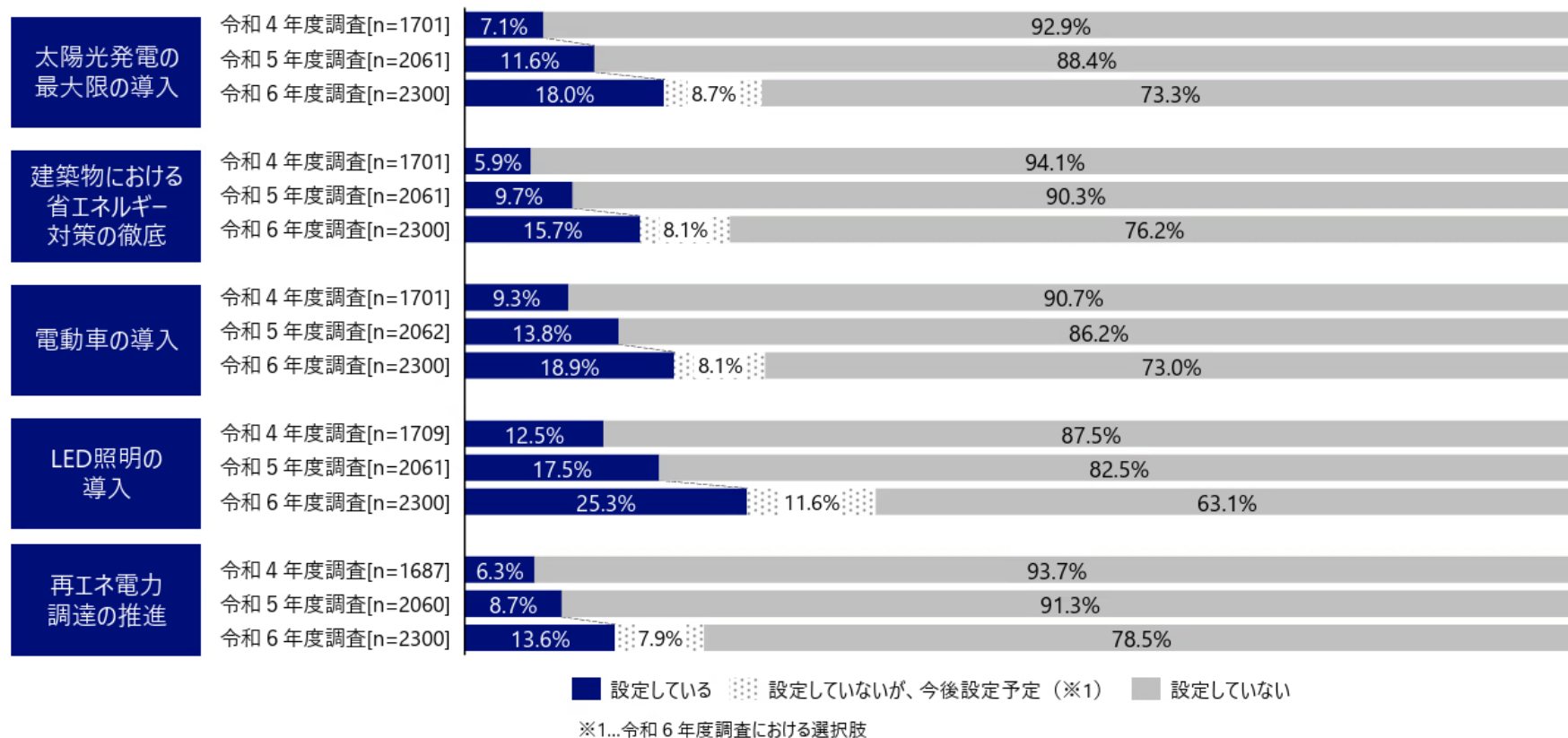
再エネ電力調達

2030年度までに各府省庁での調達電力の**60%**以上を再エネ電力とする。
以降、**2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力**とするものとし、
排出係数の低減に継続的に取り組む。



政府実行計画に準じた取組目標設定の現状

政府実行計画に準じた目標設定を行っている地方公共団体は、令和4年度から令和6年度にかけて増加傾向にあるが、LEDを除き2割以下にとどまっている。



①太陽光発電設備の設置 現状

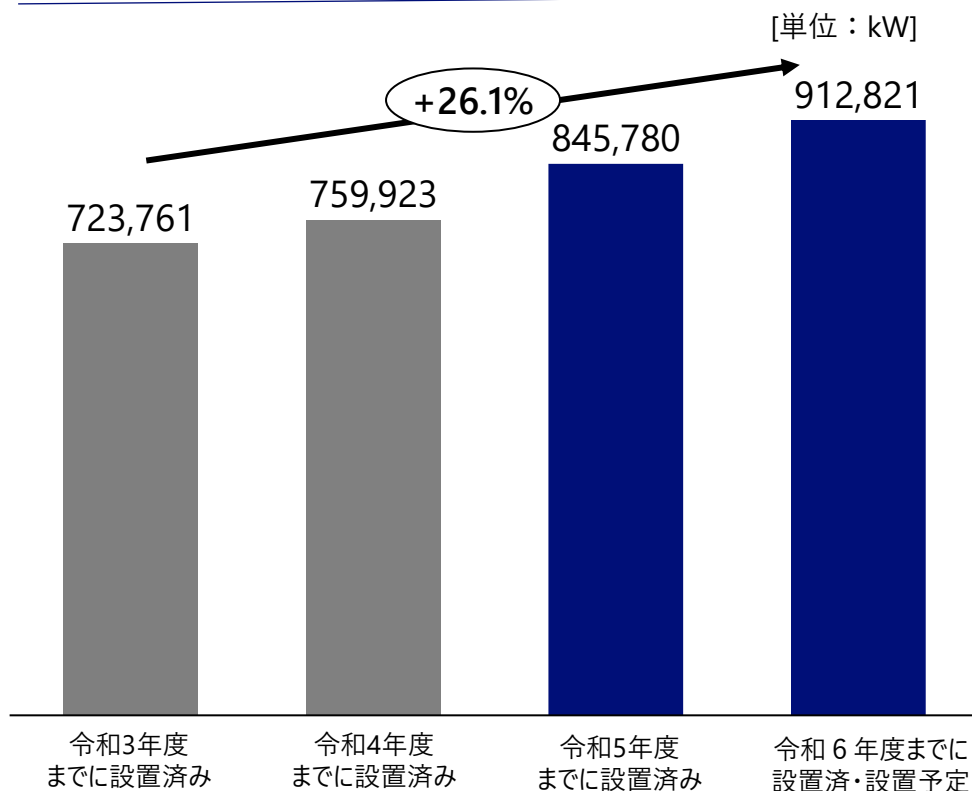
公共施設における太陽光発電設備の設置は年々増加しており累積**912,821kW**。
一方で、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別のポテンシャルデータを元に設定したkWベースの努力目標値に対する導入割合は、**3.9%**にとどまり、**更なる導入推進が必要な状況**。

太陽光発電

2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約**50%**以上に太陽光発電設備を設置、
2040年度までに100%設置を目指す。



公共施設における太陽光発電設備設置実績（設備容量・累積値）



*「令和3年度までに設置済」、「令和4年度までに設置済」は令和5年度調査結果を掲載

令和4年度以降の導入目標と導入割合

令和4～6年度導入実績
(令和6年度導入見込み含む)

188,659kW

4,824,000kW

令和4年度以降
導入目標※1

導入割合

3.9%

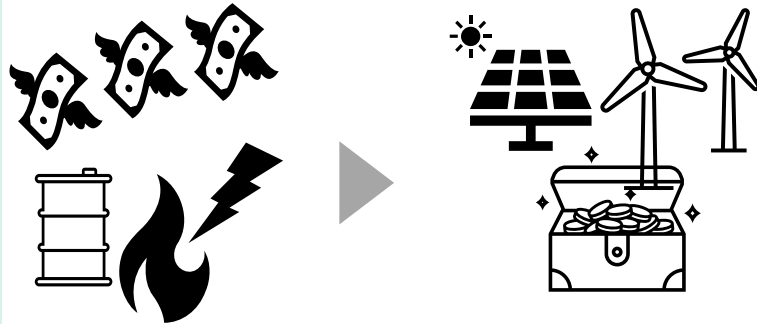
※1 地方公共団体施設における設備容量ベースの「導入目標」は、令和6年3月25日に開催した第2回「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別にkWベースで設定した努力目標値（第2回連絡会議【資料2-4】別紙を参照）

①太陽光発電設備の設置 再エネ導入のメリット

太陽光発電をはじめとした再エネ導入には、「地域経済への波及効果」「地域レジリエンス向上」等のメリットがある。太陽光発電設備の導入はもちろん、地域資源を活用した積極的な再エネ導入を検討いただきたい。

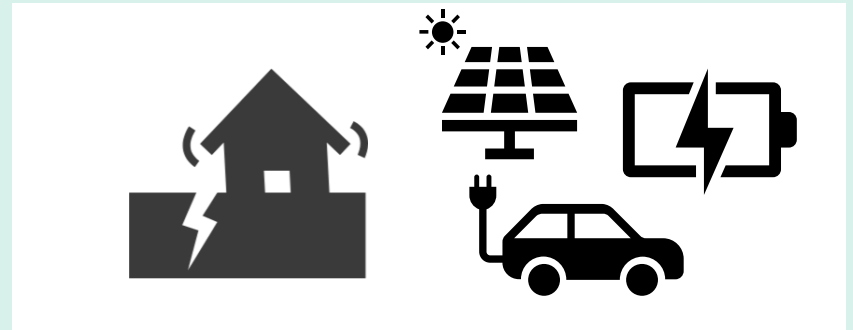
地域経済への波及効果

日本のエネルギー原料輸入額は年間約24.1兆円。
市町村でも電気・燃料に年間数十億～数百億が消費され、域外にお金が出ています。
地域に再エネを導入することは、域外へのお金の流出を防ぎ、**地域経済の循環**へつながります。



地域レジリエンス向上

施設へ設置した太陽光発電設備は非常電源としても機能し、非常時には施設を避難所として活用できます。
蓄電池設備があれば、昼間に電気をため夜間の電力供給も可能です。電気自動車は動く蓄電池とも考えられます。
再エネ活用は、**地域の防災力向上**につながります。



地域資源を活用した再エネ導入

バイオマス発電・熱
間伐材や端材・畜産廃棄物

消化ガス発電
下水処理施設

太陽光発電
太陽熱
豊富な日照

風力発電
良好な風況

営農型太陽光
荒廃農地

地熱発電
火山、温泉

小水力発電
地中熱
豊富な水資源

①太陽光発電設備の設置 事例1 ソーラーカーポート

岡山県
新見市



市役所の支局、診療所(内科、歯科)、図書館、保健福祉センター、文化ホール等が一体となった複合施設「きらめき広場・哲西」の駐車場へ太陽光発電設備(全体203.23kWの内、ソーラーカーポート127.71kW)と蓄電池(216kWh)を導入。新見市内のPPA事業者により設備の導入を行い、発電した電力は当該施設で自家消費しCO₂の削減を図る。

事業のポイント

- ・地元のPPA事業者や施工会社と事業連携しており、電力の地産地消に加え、**地元経済の地域内循環**にも寄与
- ・災害時には**非常用電源**として活用
- ・**ソーラーカーポート**を設置し、限られた敷地内に太陽光パネルを設置することにより、発電量を高めた

事業実施期間：R6年度
総事業費：0.6億円



事業の効果

- ・年間で**71tのCO₂排出量削減**に貢献するとともに、年間の**電気料金を約80万円削減**できる見込み。
- ・脱炭素への貢献や**防災機能の強化**のみならず、車での来館者に対する利便性の向上に寄与。

①太陽光発電設備の設置 事例2 太陽光発電・地中熱

北海道
白糠町



消防庁舎に地中熱を利用した空調・融雪システムを導入し、平時・災害時問わず、地中熱利用設備による空調を可能にする。併せて、太陽光発電設備(22kW)・蓄電池(28kWh)を導入
(地中熱利用ヒートポンプ 暖房197.3kW、冷房73kW、融雪17kW)

事業のポイント

- ・地下100mまで掘り下げた53本の採熱管に不凍液を循環させる安定した地中熱利用により、一般的な空気熱源ヒートポンプと比べ冷暖房に使用される電力量を効果的に削減可能
- ・地中熱利用設備は、建物内の空調は使用用途別に二次側の空調方式を分けて効率の良い運転を実施

事業実施期間：R元年度
総事業費 3億円

事業の効果

- ・地中熱利用設備による融雪により、積雪寒冷時に緊急車両の速やかな出動といった課題を解決できた。
- ・太陽光発電設備・蓄電池との同時導入により、CO₂排出量を年間で約77 t 削減することができる。



導入施設：白糠消防庁舎

②公用車の電動化 現状

一般公用車における電動車導入割合は右肩上がりに伸びているが、**更なる導入推進が必要な状況**

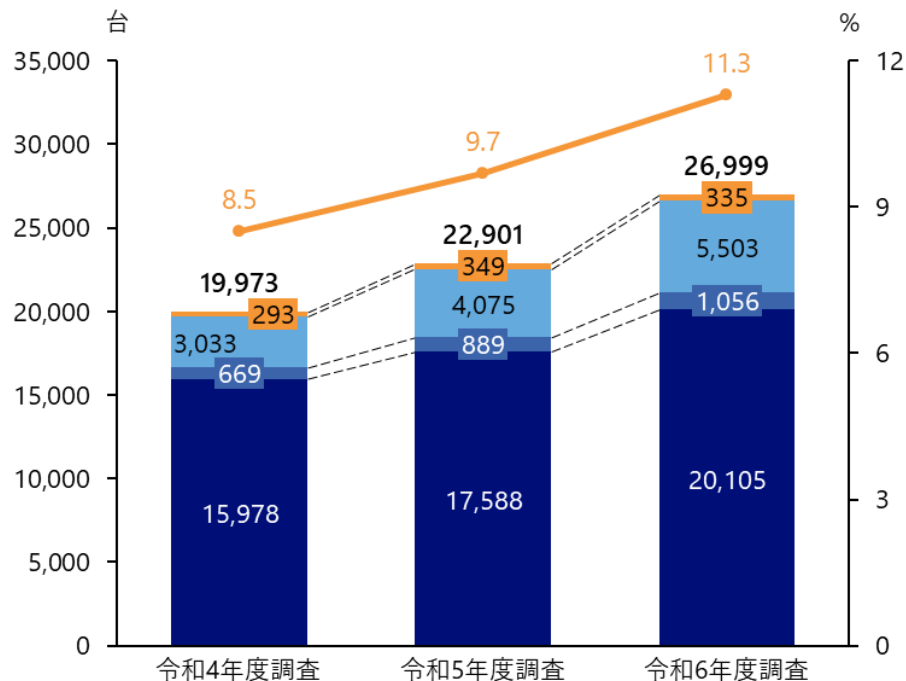
公用車

2030年度までにストックで
100%電動車導入を目指す。
(代替不可能なものを除く)



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

一般公用車における電動車等の導入台数及び導入割合（台数は累積値）



■ 燃料電池自動車(FCV)
 ■ プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)
 —●— 公用車における電動車割合
■ 電気自動車(EV)
 ■ ハイブリッド自動車 (HV)

一般公用車における電動車導入割合【種類別】 ※令和6年度調査実施時点

種類	台数	割合
全公用車	239,803	
電動車計	26,999	11.3%
電気自動車 (EV)	5,503	2.3%
燃料電池自動車 (FCV)	335	0.1%
プラグインハイブリッド自動車 (PHV・PHEV)	1,056	0.4%
ハイブリッド自動車 (HV)	20,105	8.4%
その他 (ガソリン車、ディーゼル車等)	212,804	88.7%

②公用車の電動化 事例 電気自動車(EV)

神奈川県
厚木市



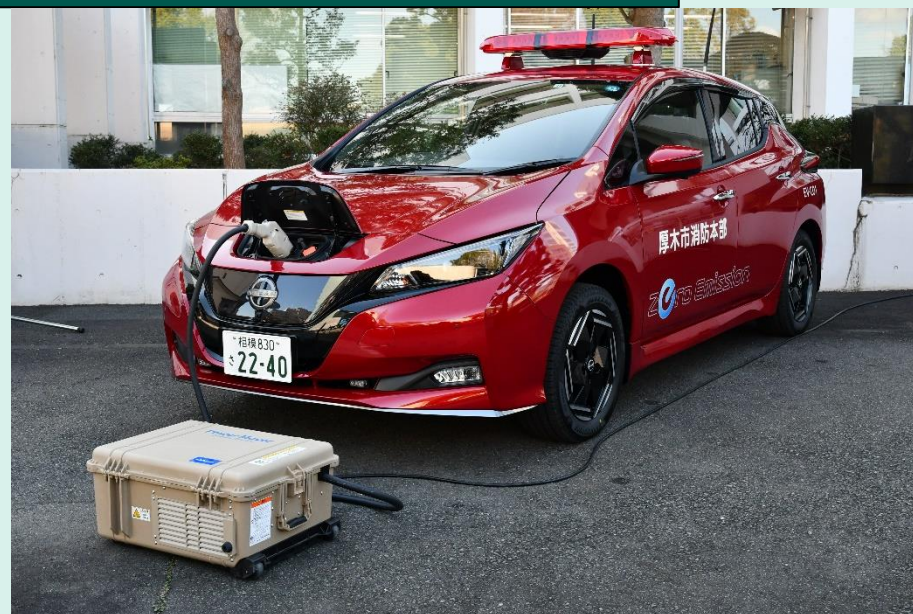
EV消防指令車の導入により、脱炭素社会を推進するとともに、外部給電装置を積載することで災害現場で電源を必要とする資機材の活用などにおいて、電気供給を可能とした。

事業のポイント

- ・活動部隊を統制し、指揮する消防指令車に環境負荷の少ないEV自動車を整備することにより、脱炭素化を推進
- ・出力が1.5kW×3口(最大4.5kW)あり、積載する外部給電装置によって、災害現場においても電気供給が可能

事業実施期間：R4年度
総事業費 7百万円

外部給電装置と接続されたEV消防指令車



事業の効果

- ・EVのバッテリーを活用し、災害現場で照明などの資機材への電力供給源として活用可能となった。
- ・CO₂排出量を年間で約0.5t削減することができる。
- ・EVの消防指令車としては、神奈川県内で初めて導入した。

③建築物の建築 ZEB化

遅くとも2030年までに建築物省エネ法の省エネ基準がZEH・ZEB水準まで引き上げられる見込みとなっている。

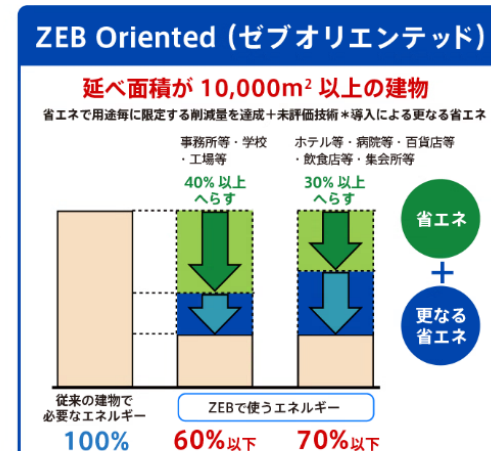
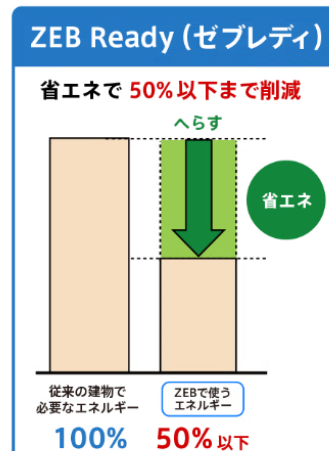
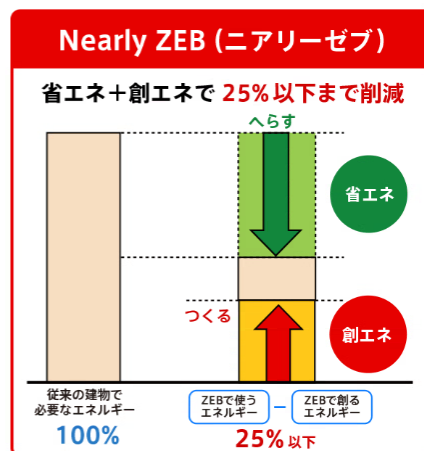
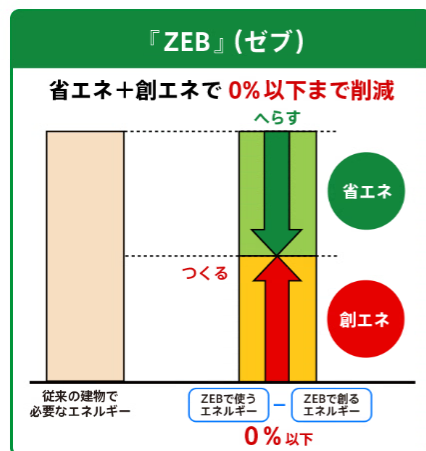
庁舎等の公共建築物は竣工まで複数年を要するため、今後新築建築物についてはZEB化を前提とした検討が重要。

建築物の建築

2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。



ZEBの定義



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

- ・省エネ：高断熱化・日射遮蔽による負荷抑制、設備システムの高効率化
- ・創エネ：太陽光発電等再エネ導入

③建築物の建築 ZEB化の現状

ZEB認証取得済みの建築物数は、年々増加しており累積**436**件。
認証種別では、ZEB Readyが最も多い。

今後、**新築建築物**についてはZEB化を検討いただくとともに、建築物における空調、照明等への電気利用に伴うCO₂排出量は大きな割合を占めることを踏まえて、**既存建築物**についても、改築の際は**省エネ対策**を徹底いただきたい。

建築物の建築

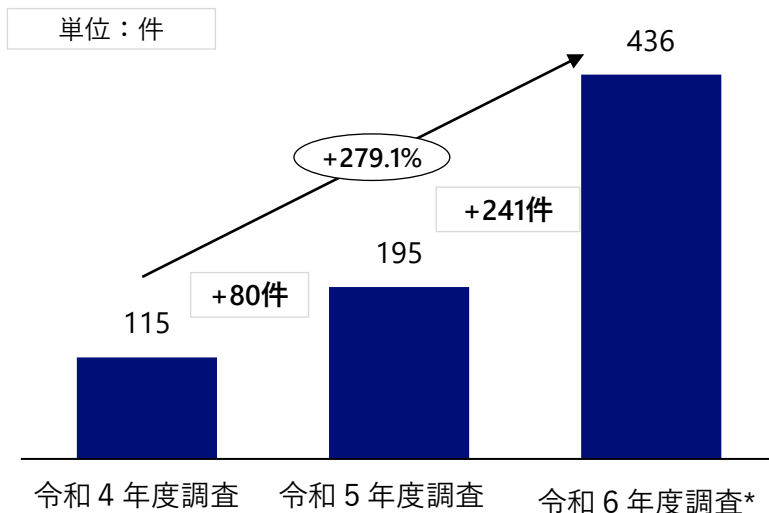
2030年度までに新築建築物の平均で**ZEB ready**相当となることを目指し、
2030年度以降には
更に高い省エネ性能を目指す。
また、**既存建築物**について
省エネ対策を徹底する。



ZEBの各種認証を取得済の建築物数(累積値)

ZEBの各種認証別建築物数

※令和4年度から令和6年度にかけて設計（令和6年度中に設計予定を含む）された建築物



認証区分	建築物数
ZEB	45
Nearly ZEB	51
ZEB Ready	222
ZEB Oriented	19

*令和6年度調査においては令和4年度から令和6年度にかけて設計（令和6年度中に設計予定を含む）された建築物のみが対象のため、ZEB認証取得建築物数については令和5年度調査結果 から、令和3年度までに設計された建築物における認証取得建築物数を足し上げて集計

③建築物の建築 事例 新築『ZEB』

新たに建設した防災センター及び児童館では、**地中熱**を活用した空調設備での省エネ化や**太陽光発電設備**の設置により、『ZEB』に認証。防災センター部分は可動式の座席を配置し、**避難所**としてはもとより、ホールや体育館として利用することも可能とする。

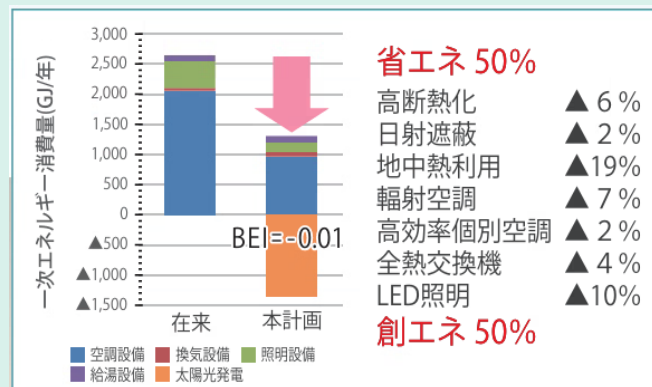
事業のポイント

- ・ **地中熱**を活用(クローズドループ方式地中熱ヒートポンプシステムを導入)することで空調設備を省エネ化し、**夏や冬でも環境にやさしく、快適な施設**とする。
- ・ 住民に広く利用してもらうことで太陽光発電や省エネ機器性能の理解を深めてもらい、児童館では子供たちへの**環境教育**を実施する等、“町民と一緒に目指す脱炭素”を実現する。

事業実施期間：R4～R6年度
総事業費 約18.1億円
(うちZEB化約6.2億円)

事業の効果

- ・ 施設の一次エネルギー消費量を省エネ設備により50%削減、創エネ設備により50%削減し、『ZEB』とすることで、年間のエネルギー収支をゼロとすることができる。
- ・ **CO₂排出量を年間で約220 t 削減**することができる。



④照明LED化 現状

2027年末までに蛍光灯の製造と輸出入が禁止されるため、
LED照明への切り替えが必須

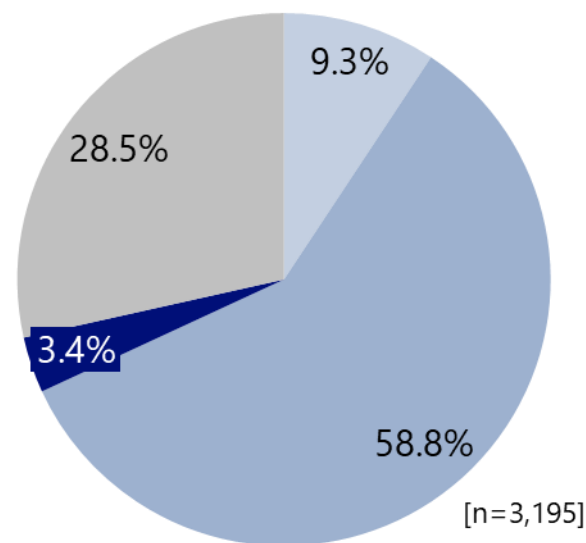
100%LED照明化を実現した団体は3.4%にとどまるが、
71.5%の団体がLED化に向けた取り組みを推進している。
2027年末に向けて計画的な取組が必要

LED

2030年度までに既存設備を
含めて100%LED照明導入
を目指す。



公共施設におけるLED照明の導入状況



- 2030年度に向けて、公共施設等のLED照明の導入に向けた目標設定を行っている
- 2030年度に向けた目標に基づき、公共施設等の一部にLED照明を導入している
- すべての公共施設等の建築物・設備で100%LED照明化を実現している
- 公共施設等のLED照明の導入に向けた検討はしていない

④照明LED化 事例

神奈川県
小田原市



市内公共施設(市立小中学校を含む)すべての照明をLEDへ交換し、脱炭素化の推進とともに維持管理コストを低減させる(令和5年度までに47施設の32,197灯を交換済み)。

事業のポイント

- ・ 小学校など避難施設への導入により、**災害時の電力消費量軽減**に貢献
- ・ 個別施設単位だけでなく公共施設全体で最適な措置を講じることで、財政負担を抑えつつ、ファシリティマネジメントとカーボンマネジメントを両立した脱炭素化モデルを展開



川東タウンセンター ホール



市役所本庁舎

事業実施期間：R4～R8年度
総事業費 10億円

事業の効果

- ・ **CO₂排出量を年間で1,628 t 削減**(令和5年度までの実績で950t)することができる。
 - ・ LEDへの転換により、**電気代や施設の維持管理コストの低減**に寄与する。
- ※R4 施工施設(5施設)の対前年度比較では、コロナ禍や電気料金単価の差異等があって単純比較はできないが、施設全体の電力消費量について6.6%の削減効果を得た。(R6.1 請求分まで)

⑤再エネ電力調達 現状

令和7年度から電気事業者別排出係数の算定方法の変更に伴い、**基礎排出係数、調整後排出係数の両係数を事務事業編の算定に用いることができるようになった。**

多くの団体で電気由来のCO₂排出量が多いため、再エネ電力調達の推進は排出量削減目標達成の強力な手段となる。

再エネ電力調達

2030年度までに各府省庁での調達電力の**60%**以上を再エネ電力とする。
以降、**2040年度**には
調達電力の**80%**以上を
脱炭素電源由来の電力
とするものとし、
排出係数の低減に継続的に取り組む。



公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合

調達電力量割合	団体数	団体割合
100%	18	0.6%
80%以上100%未満	25	0.8%
40%以上80%未満	79	2.5%
40%未満 (0%を含まない)	524	16.4%
0%	2,104	65.9%
不明	445	13.9%

3.地域の脱炭素化推進に活用できる支援

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

地方公共団体実行計画の策定・実施等に際して有益な情報を提供するサイト。
制度改正を踏まえた、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を令和7年3月末に公開。
事務事業編、区域施策編ともに簡易版を一新し、基本的な考え方や手順等を取りまとめている。

環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html



簡易版

2. 温室効果ガス排出量の算定

1) 事務事業編の対象範囲、算定範囲の確認①

事務事業編の対象範囲と算定範囲は異なる。対象範囲は地方自治法に定められた全ての行政事務であるが、算定対象範囲はそのうちの排出量を自ら管理できる範囲である(具体的な判断方法は次ページ参照)。公共施設等総合管理計画において保有している施設の一覧を確認し、どの施設を算定対象としているか、対象範囲設定の背景や経緯を明記しておくこと。

地方公共団体実行計画(事務事業編)の対象範囲

地方公共団体の事務事業の範囲 (地方自治法に定められた全ての行政事務)

	A市の例	
	主な施設	事務事業編の対象範囲 ＝地方公共団体の事務 事業の範囲
本庁舎		○
支所		○
庁舎内テナント業者		○
市営住宅(居住スペース)		○
市営住宅(共済部)		○

事務事業編の全体像や排出量の算定方法を解説

●地方公共団体
若等に対しては、住宅の冷暖房(例)庁舎内テナント業者に対する任意での節電の呼びかけ

初めて算定を実施する自治体は、初回から全ての算定対象施設の排出量算定が難しい場合も考えられる。
自治体の算定対象範囲の全容を把握しつつ、初回は本庁舎のみを算定範囲とし、その後、環境部局管轄施設→他部局所管施設→指定管理施設のように、算定対象施設を段階的に増やすスケジュールを立てることも考えられる。

3) 区域の特徴の分析

- 区域施策編は、地球温暖化対策推進法第21条第3項において「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項」を定めるものとされている。このため、区域の自然的社会的条件を把握し、整理する必要がある。
- 「自然的社会的条件の把握」とは、単なる一般的な地理的特徴を列挙するのではなく、より実効性のある計画を策定するために、区域施策編に盛り込む対策・施策との関連性(何が対策・施策に影響を与えるか、どこに対策・施策の重点を置くべきか、どのような地域資源が活用可能か等)を念頭に置いて整理することが重要である。

対策・施策を意識した自然的社会的条件

自然的社会的条件の項目例	記載の資料	特徴と関連させる対策・施策例
自然的条件	気候 再生エネルギー 気候変動影響	気候変動影響 再生エネルギー 気候変動影響
社会的条件	産業構造 都市構造・交通体系・インフラ 人口動態・住民意識・ライフスタイル 技術動向	産業部門の省エネ・低炭素化 運輸部門やまちづくりに関する対策・施策 省エネ行動の普及・脱炭素ライフスタイル推進 次世代技術の活用

区域施策編を実効的な計画にするための対策・施策と立案の流れを解説

脱炭素地域づくり支援サイト



地域の脱炭素化にむけて様々な支援メニューや脱炭素化のヒントを掲載している。

環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」支援メニュー等

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>



■設備導入支援

- ・地域脱炭素推進交付金
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 など

■計画策定等支援

- ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 など

■人材支援

- ・地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成支援
- ・脱炭素まちづくりアドバイザー制度
- ・地域脱炭素ステップアップ講座 など

■情報提供等支援

- ・地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム[LAPSS]
- ・地方公共団体脱炭素取組状況マップ
- ・再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS] など

■その他支援

- ・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）の活用による民間投資の促進 など

■地方財政措置

- ・脱炭素化推進事業債 など

関係府省庁の主な支援ツール・枠組み

「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」

には地方公共団体、ステークホルダーが活用できる支援等がまとまっている。

- ・1府6省(環境省、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)の財政支援等の支援ツール・枠組みのべ176事業掲載

(令和6年度補正及び令和7年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。)

- ・目次にて、支援種別・支援対象を整理。
- ・サイト上では、更に詳しい条件での絞り込みも可能



環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」支援メニュー等

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>

各府省庁の支援ツール・枠組み

環境省(52事業)

- ・地域脱炭素推進交付金
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- ・脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業(SHIFT事業)

他49事業

内閣府(10事業)

- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)
- ・地方創生人材支援制度

他7事業

総務省(7事業)

- ・ローカル10,000プロジェクト
- ・ふるさと融資制度
- ・GXアドバイザー(地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業)

他4事業

地方財政措置(8事業)

- ・脱炭素化推進事業債
 - ・公営企業債(脱炭素化推進事業)
 - ・過疎対策事業債(特別枠)
 - ・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
 - ・地域活性化事業債
- 他3事業

文部科学省(5事業)

- ・エコスクール・プラス
- ・国立大学・高専等施設の整備
- ・公立学校施設の整備
- ・大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- ・カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

農林水産省(26事業)

- ・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築
 - ・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマスの地産地消
 - ・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策
- 他23事業

経済産業省(17事業)

- ・再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業
 - ・水力発電の導入加速化事業
 - ・中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費補助金
- 他14事業

国土交通省(51事業)

- ・既存建築物省エネ化推進事業
 - ・サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)
 - ・グリーンインフラ創出促進事業
 - ・港湾脱炭素化推進計画の作成に対する支援
- 他47事業

※下線は優遇措置(脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置)がある事業

- ・脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加
- ・過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】

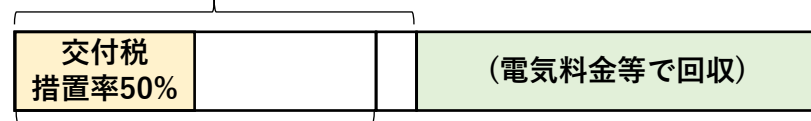
「再生可能エネルギー設備」の整備について、
「地域内消費」を主目的とするもの(第三セクター等
に対する補助金)を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】

事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債
(充当率90%、交付税措置率50%)を充当

対象事業費(1/2)



脱炭素化推進事業債(充当率90%)

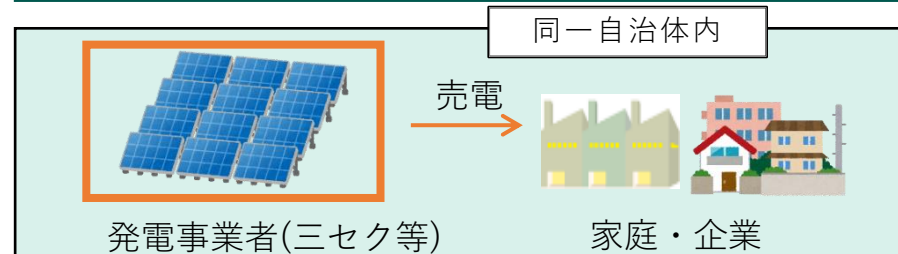
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

過疎対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、過疎対策事業債の対象外(地方単独事業については、事業費の1/2を上限として過疎対策事業債を充当)



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

- ①風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援
- ②地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成に係る支援

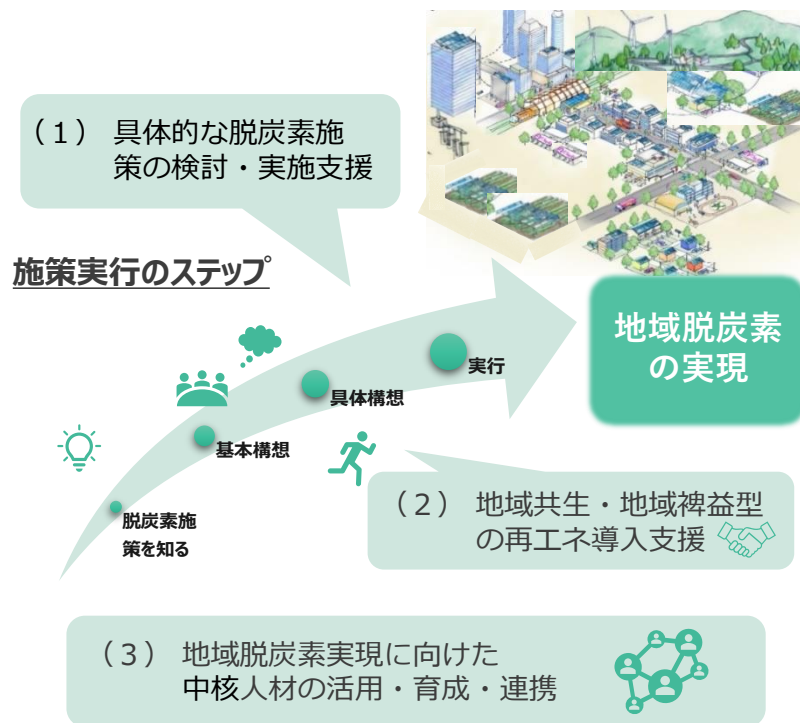
（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)①(2)① 間接補助事業（定率、上限設定あり）
(1)②③(2)②(3) 委託事業
- 補助・委託 (1)① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） (2)① 地方公共団体
(1)②③、(2)②、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

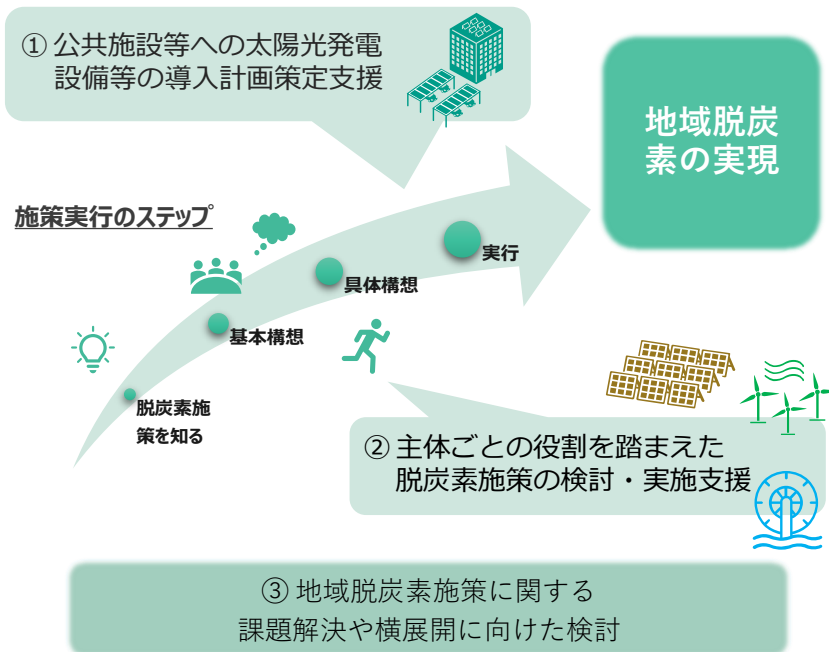
地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助 1 / 2 (上限1,000万円) ②③ 委託事業
- 補助・委託 ① 民間事業者・団体等 (ただし地方公共団体との共同実施に限る) ②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

4.

事業イメージ





【令和8年度要求額 5,000百万円（2,000百万円）】 環境省

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～

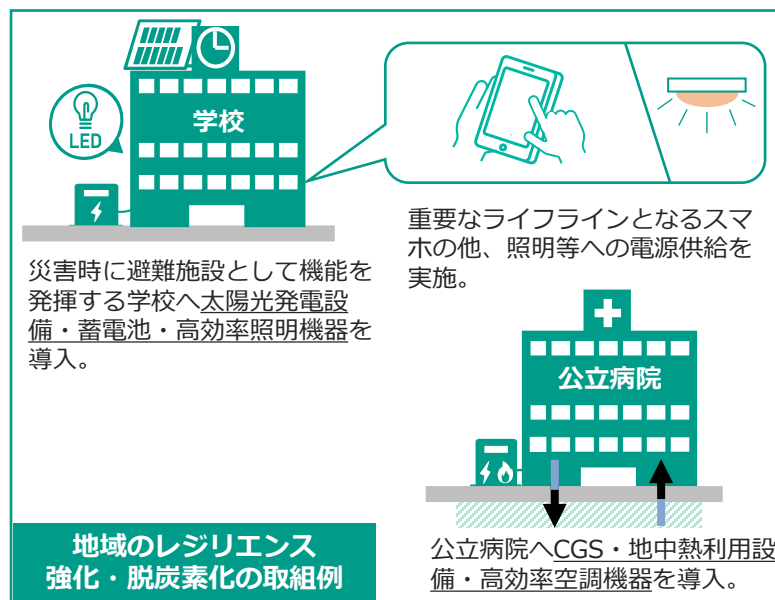
4.

支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等

- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・熱利用設備 等

導入





【令和8年度要求額 6,000百万円（1,200百万円）】
（※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担）

業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

（1）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

- 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理を行うこと 等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。
※一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/2以内 等

（2）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

3. 事業スキーム

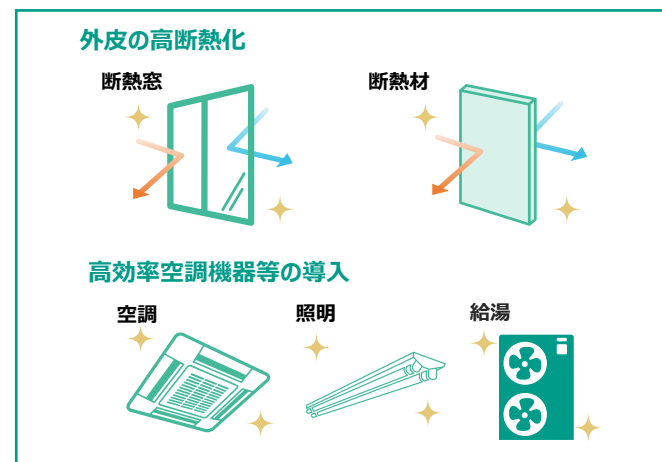
- 事業形態
- 補助対象
- 実施期間

間接補助事業

地方公共団体、民間事業者、団体等

令和5年度～

4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。



【令和8年度要求額 12,463百万円（3,820百万円）】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

（2）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
- ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

（3）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（4）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

（5）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

（6）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

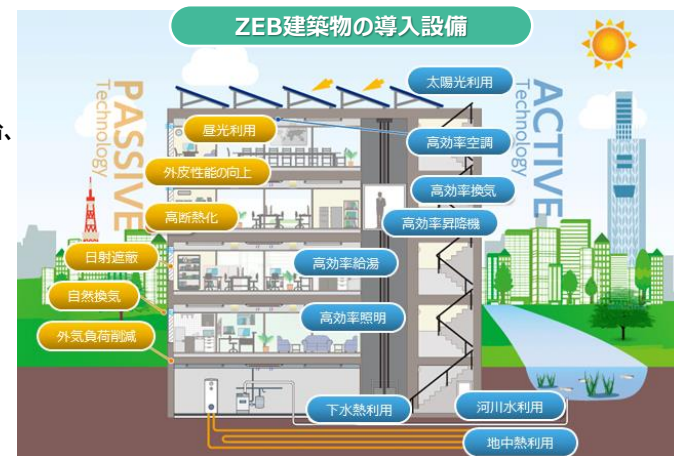
■事業形態

■委託先及び補助対象

■実施期間

メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及





業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業等

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業（①②2/3～1/6（延べ面積に応じて上限3～5億円）

③1/2（上限100万円））

■補助対象 地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4

■実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等以外 ※1	事務所等 ※2	事務所等以外	事務所等
2,000㎡未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000㎡以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 対象外	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象）

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外



お問い合わせ

東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室

TEL : 022-207-0734

E-mail: CN-tohoku@env.go.jp

便利なサイト

脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/index.html>

脱炭素地域づくり支援サイト

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>